

大分市

第2次おおいた 男女共同参画推進プラン

平成21年～28年



平成21年3月 大分市

はじめに

本市では、平成11年に大分市女性行動計画「おおいた男女共同参画推進プラン」の策定を行い、女性と男性が一人の人間として自立するとともにお互いの人権を尊重し、対等なパートナーとして協力していく中で、喜びも責任も分かち合う、男女共同参画社会の実現をめざして、さまざまな施策を推進してまいりました。

また、平成18年には「大分市男女共同参画推進条例」を制定する中で、基本理念を定め男女共同参画の方向性を明示するとともに、さらなる施策の展開を図ってまいりました。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強いものがあり、さらに、少子高齢化の進行や人口減少社会の到来、著しい社会経済状況の変化などに伴い新たな課題も発生しています。

そこで、このような状況を踏まえ、施策のより一層の推進を図るため「第2次おおいた男女共同参画推進プラン」を策定することにしました。このプランの策定にあたっては、特に重点的に取り組んでいく必要のある項目を明確にするとともに、市が行う施策と併せて市民、事業者の取組みについて盛り込みました。

今後は、このプランに基づき、広く市民、事業者の皆様と協働し、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでまいりたいと存じますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本プランの策定にあたり熱心にご審議いただきました大分市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せくださいました市民の皆様から感謝申し上げます。

平成21年3月

大分市長 釘 宮 磐



I 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	
2 基本的な考え方	
(1) 理念	
(2) 策定方針	
(3) 位置づけ	
(4) 計画の期間	
3 男女共同参画をめぐる動向	
(1) 女性に対する暴力防止の充実	
(2) 男女の雇用機会均等の推進	
(3) 仕事と家庭生活の両立支援	
4 大分市のこれまでの取組	
(1) 現行プランの推進	
(2) 条例の制定	
II 計画での重点項目	4
1 女性に対するあらゆる暴力の根絶	
2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	
3 各種審議会等への女性登用の促進	
4 男女雇用機会の均等と待遇の確保についての啓発	
5 仕事と家庭の両立支援のための啓発	
III 施策の体系	8
IV 計画の内容	
【基本目標1】男女共同参画についての理解を深めましょう	9
【基本目標2】みんながあらゆる分野への男女共同参画をめざしましょう	12
【基本目標3】みんなで、ともに働きやすい環境をつくりましょう	16
【基本目標4】健康で安心して暮らせる社会をつくりましょう	20
V 計画の推進について	24
VI 計画達成のための指標	25
用語解説	26

I 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

本市では、平成11年3月に目標年次を平成22年として「おおいた男女共同参画推進プラン」を策定、平成18年6月に「大分市男女共同参画推進条例（以下「条例」という。）」を制定し、男女共同参画社会の実現に向けて取組を進め、一定の成果をあげてきました。

しかし、平成20年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査（以下「市民意識調査」という。）」では男女共同参画の意識や理解は深まりつつも、さまざまな場において男女共同参画が進んでいない状況が浮き彫りになりました。

また、著しい社会経済状況の変化や予測を上回る深刻な少子高齢化問題に対応するために、男性も女性も性別に関わりなく全ての人がある個性と能力を発揮し、お互いに認め合い、責任を担っていける豊かな社会づくりを進めていく男女共同参画推進施策の果たす役割の重要性も認識されてきたところです。

このような状況のもと、課題解決に向け、より実効性のある取組を推進していくために、「おおいた男女共同参画推進プラン」の内容を見直し「第2次おおいた男女共同参画推進プラン」を策定します。

2. 基本的な考え方

平成11年に策定した「おおいた男女共同参画推進プラン」を継承しながら、これまでの成果と新たな課題を踏まえた計画です。

(1) 理念

条例に規定する5つの基本理念に基づき、男女共同参画に関する施策を実施するために策定します。

【条例の基本理念】

- ①男女の個人としての人権をお互いに尊重しましょう
- ②「男は仕事、女は家庭」など性別による固定的な考え方にとらわれず、個性を尊重し、多様な生き方を選択できるようにしましょう
- ③男女が施策や方針の立案及び決定に共同して参画できるようにしていきましょう
- ④男女が子育てや介護など家庭生活においてお互いに協力し、仕事や様々な活動と両立できるようにしていきましょう
- ⑤国際社会の一員として国際的協調のもと男女共同参画を進めましょう

(2) 策定方針

条例には、市民及び事業者等が男女共同参画推進の取組を積極的に行うとともに、市の施策に協力することを努力義務と定めています。

そこでこの計画では、市の取組むべき施策と併せて、市民、事業者の取組を掲げ、市民と行政が協働して男女共同参画社会の実現を進めようとしています。



(3) 位置づけ

条例第12条に基づく男女共同参画施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画です。また、「男女共同参画社会基本法^{*}」に基づく「市町村男女共同参画計画」にあたり、国の「男女共同参画基本計画」や県の「おおいた男女共同参画プラン」を勘案して策定しています。さらに「大分市総合計画」とも整合性を保ち、その個別計画として位置づけられています。

(4) 計画の期間

「大分市総合計画」との整合性を図るうえから、平成21年～平成28年とします。

3. 男女共同参画をめぐる動向

国は、平成11年に「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女共同参画に向けた総合的な施策の推進を行うとともに、様々な制度を整備してきました。

(1) 女性に対する暴力防止の充実

平成13年4月に「配偶者暴力防止法」が制定され、3年ごとに改正されています。平成19年の改正では、被害者への接近禁止命令に併せて、電話・ファクシミリ・電子メールの禁止等や被害者の親族等への接近禁止命令も発令できるようになりました。

(2) 男女の雇用機会均等の推進

平成18年6月に「男女雇用機会均等法」が改正され、平成19年4月から募集・採用にあたり、表面上は性別による差別ではなくても、実質的に女性にとって不利となるような要件が「間接差別」として禁止されました。

(3) 仕事と家庭生活の両立支援

平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、平成17年4月から従業員が301人以上の事業所に、仕事と育児を両立するための行動計画の策定が義務づけられました。また、平成17年4月には、仕事と家庭の両立をより一層推進するため「育児・介護休業法」が改正されました。

さらに、平成19年12月の「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、ワーク・ライフ・バランスの必要性などが示されるとともに、事業所や働く者の効果的な取組、国や地方公共団体の方針が示されました。

4. 大分市のこれまでの取組

(1) プランの推進

大分市では、「人間の尊厳と両性の本質的平等」を基本理念に掲げた前プランに沿って、男女共同参画を推進するための施策を進めてきました。

重点的に取組んできました「男女共同参画をめざす意識づくり」については、公民館での男女共同参画に関する講座の実施、生徒向けの男女共同参画推進ガイドブックやビデオの配布、男女共同参画情報誌の発行、街頭キャンペーンの実施など様々な機会を捉えて啓発活動を行うことで、男女共同参画への理解は少しずつ進んできています。



女性に対局する人権侵害であり近年社会問題として顕在化してきたドメスティック・バイオレンス（DV^{*}）への対策としては、「DV相談庁内連絡会議」を構成して庁内の相談体制の整備と連携の強化を図るとともに、NPO^{*}との協働により、土・日の相談窓口を開設するなどDV被害者への相談支援体制を整えてきました。

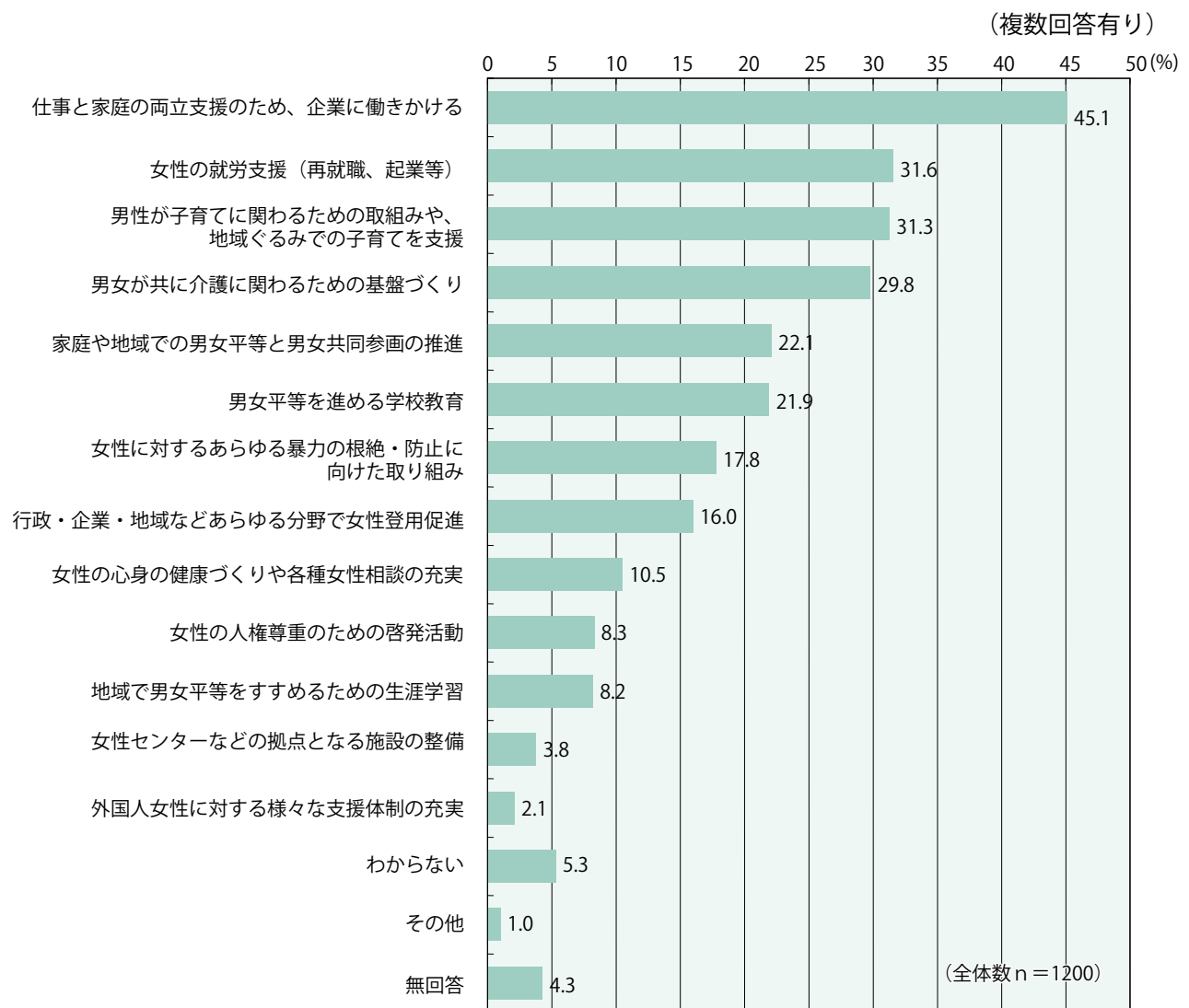
施策の推進にあたっては、庁内組織である「大分市男女共同参画推進会議」において進捗状況を把握し進行管理を行うとともに、庁外組織として「大分市男女共同参画推進懇話会」を設置し、様々な視点から市民の意見を反映させることで効果的な推進を図ってきたところです。

（2）条例の制定

平成18年に市民・事業者・行政が協働して男女共同参画社会の実現をめざすことを明記した「大分市男女共同参画推進条例」を制定しました。条例では庁外推進組織として「大分市男女共同参画審議会」を設置するとともに、「大分市男女平等推進委員」を設置し、男女共同参画に関する施策等への苦情の申出や権利侵害による被害などの救済の申出への対応を行うことを規定しました。

《市民が重視している施策》

「市民意識調査」では、男女共同参画社会の実現のために行政に対して市民が望んでいる施策は、「仕事と家庭の両立支援のため、企業に働きかける」が最も高く、次いで「女性の就労支援（再就職、起業等）」、「男性が子育てに関わるための取組みや、地域ぐるみでの子育てを支援」と続いています。



資料：大分市「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成20年度）

^{*}ドメスティック・バイオレンス（DV）…配偶者等の男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をいいます。
^{*}NPO…「民間の非営利団体」のことです。ボランティア団体や市民活動団体のほとんどがNPOということになります。

Ⅱ 計画での重点項目

男女共同参画社会の実現をめざすため、最近の男女共同参画をめぐる動向や大分市のこれまでの取組、「市民意識調査」の結果から、次の5つを計画の重点項目とします。

1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶

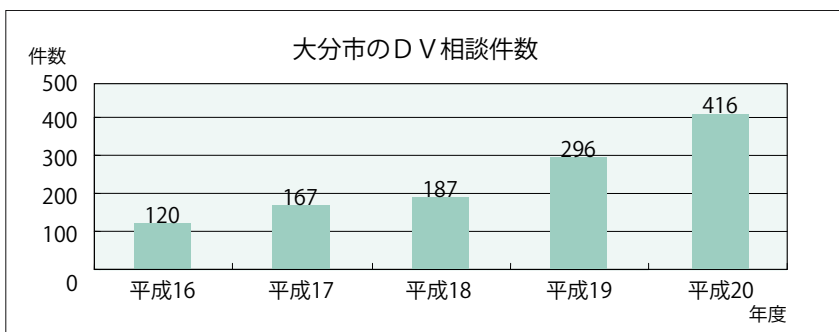
大分市ではDV相談の件数は年々増加しています。

夫やパートナーなど親しい者からの暴力について、被害者が安心して相談できる体制を整備し、相談窓口の周知を図るとともに、被害者が自立していくための支援を行います。また、暴力は、被害者はもとより、暴力を目撃した子どもにも心身に様々な影響を与えることから、被害者の子どもに対するケアに取り組めます。

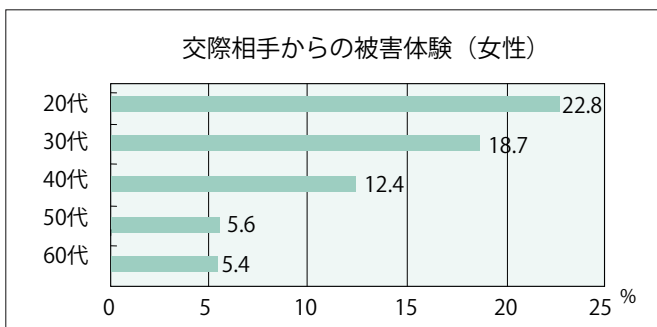
平成17年度に内閣府が実施した「男女間における暴力に関する調査」では、20～30歳代において、女性の2割が交際期間中に相手からの暴力を経験していることがわかりました。また、平成20年に大分市内の大学生を対象に行ったアンケートでも交際経験のある女性の1割強が被害を経験しており、中には暴力や束縛が愛情表現だと誤解している人も見受けられました。そこで、高・大学生などの若年層を対象にデートDV^{*}防止講座を開催し、暴力の加害者にも被害者にもならないよう、対等な立場で相手も自分自身も尊重できる関係のつくり方について学ぶ機会を提供します。

具体的な施策

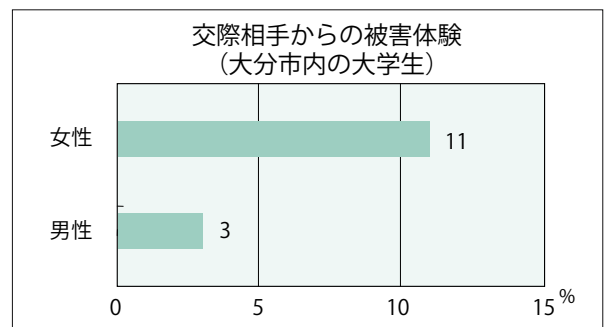
- ◆女性に対する暴力を許さない環境づくり
- ◆配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援等の推進
- ◆セクシュアル・ハラスメント^{*}防止対策の推進



資料：大分市 男女共同参画推進室



資料：内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成17年度)



資料：大分市「デートDVに関する調査」(平成20年度)

^{*}デートDV…恋人間で生じる身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をいいます。

^{*}セクシュアル・ハラスメント…継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動のことです。

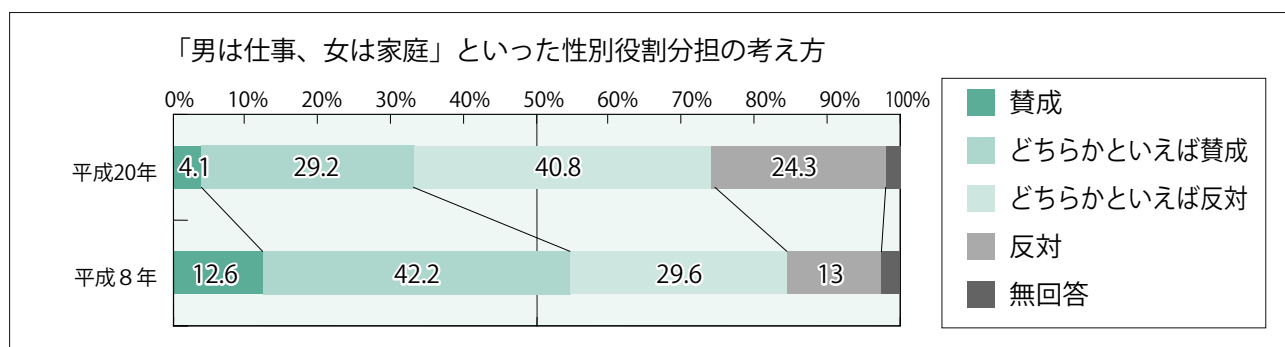
2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

「市民意識調査」では、平成8年の調査と比較して「男は仕事、女は家庭」など性別によって役割を固定する考え方に反対する人の割合は大幅に増えていますが、現実にはまだ多くの分野で男性優遇意識は根強く、行動面でも家事分担は女性が主たる担い手という状態はほとんど変わっていませんでした。これまでも男女共同参画についての教育や広報啓発に取り組んできましたが、引き続き幅広い層への働きかけが必要と考えられます。

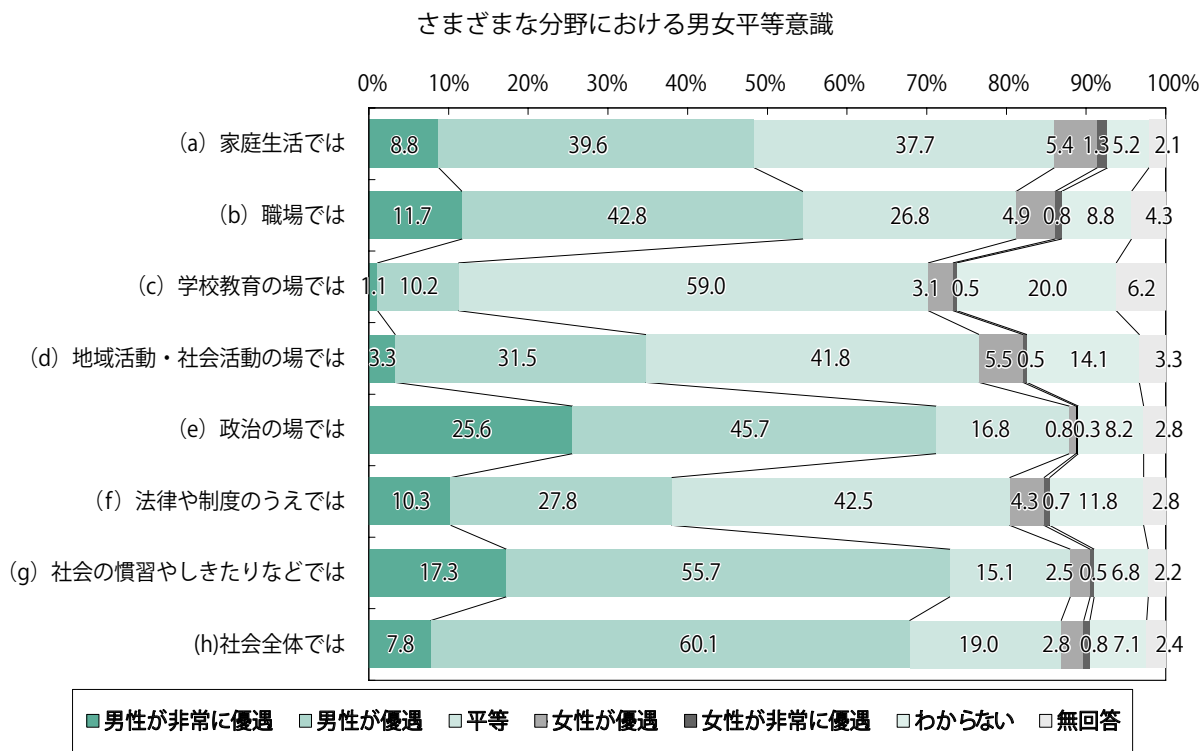
そこで、家庭や地域における男女共同参画についての学習の場や情報の提供などの充実に努めるとともに、教育関係者に対して男女共同参画の視点に立った研修を行い、教育現場に男女共同参画の理念が反映されるよう努めます。

具体的な施策

- ◆家庭や地域における男女共同参画に関する学習機会の提供
- ◆教職員等の男女共同参画に関する理解の促進
- ◆男女共同参画の視点を入れた学習の促進



資料：大分市「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成20年度）



(全体数 n = 1200)

資料：大分市「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成20年度）



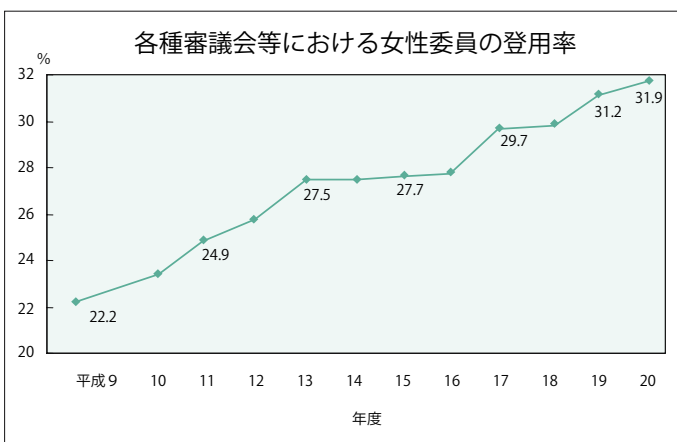
3 各種審議会等への女性登用の促進

大分市の政策・方針決定過程への女性の参画状況を示す、「各種審議会等における女性委員の登用率」については、少しずつ向上しているものの、女性の意思を十分に反映しているとは言い難い状況です。

そこで、「大分市各種委員会等への女性委員の登用促進に関する要領」に基づき、女性の参画が進んでいない分野の委員や職指定委員など女性委員が就任できにくい審議会等についても、着実な登用の促進に取り組めます。

具体的な施策

- ◆女性委員の登用促進
- ◆まちづくりへの女性の参画の促進



大分市の各種審議会・協議会等の女性委員が占める割合
(平成21年1月1日)

区分	委員会数	総員(女性数)	女性比率(%)	
市議会議員	—	48(2)	4.2	
行政委員会	6	61(6)	9.8	
審議会等	法律設置	35	714(186)	26.1
	条例設置	32	309(76)	24.6
	要綱等設置	92	1,129(315)	27.9
審議会等合計	159	2,152(577)	26.8	
民生委員	1	796(583)	73.6	
自治委員	1	673(23)	3.4	
計	167	3,726(1,191)	31.9	

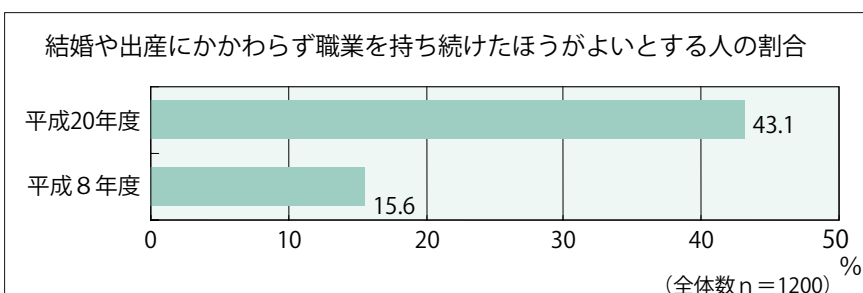
資料：大分市

4 男女雇用機会の均等と待遇の確保についての啓発

就業は生活の経済的基盤を形成するものであるとともに、働くことで達成感を得られ自己実現につながるものであり、男女共同参画社会の実現にとってこの分野は極めて重要な意味を持っています。「市民意識調査」では平成8年の調査と比較して女性が職業を持つことについて「結婚や出産にかかわらず職業をもち続けた方がよい」とする人の割合は大幅に増えていますが、一方でまだ多くの方が職場での男女差別を感じていることがわかりました。働きたい人が性別に関わりなくその能力を発揮できる社会づくりのために、「男女雇用機会均等法」をはじめとする法令や制度等の周知に努めるとともに、実質的な男女平等を実現させるために積極的な働きかけを行います。

具体的な施策

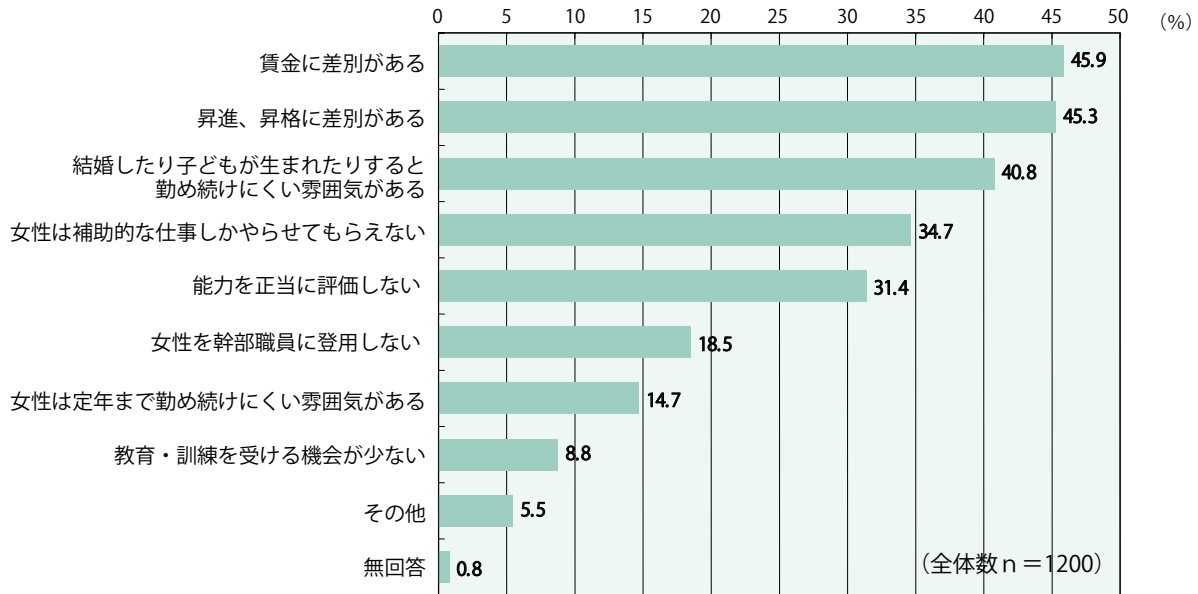
- ◆男女雇用機会の均等と待遇の確保に関する法令等の周知
- ◆男女雇用機会の均等と待遇の確保に向けた事業所啓発



資料：大分市「男女共同参画に関する市民意識調査」(平成20年度)



職場での男女差別の内容



資料：大分市「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成20年度）

5 仕事と家庭の両立支援のための啓発

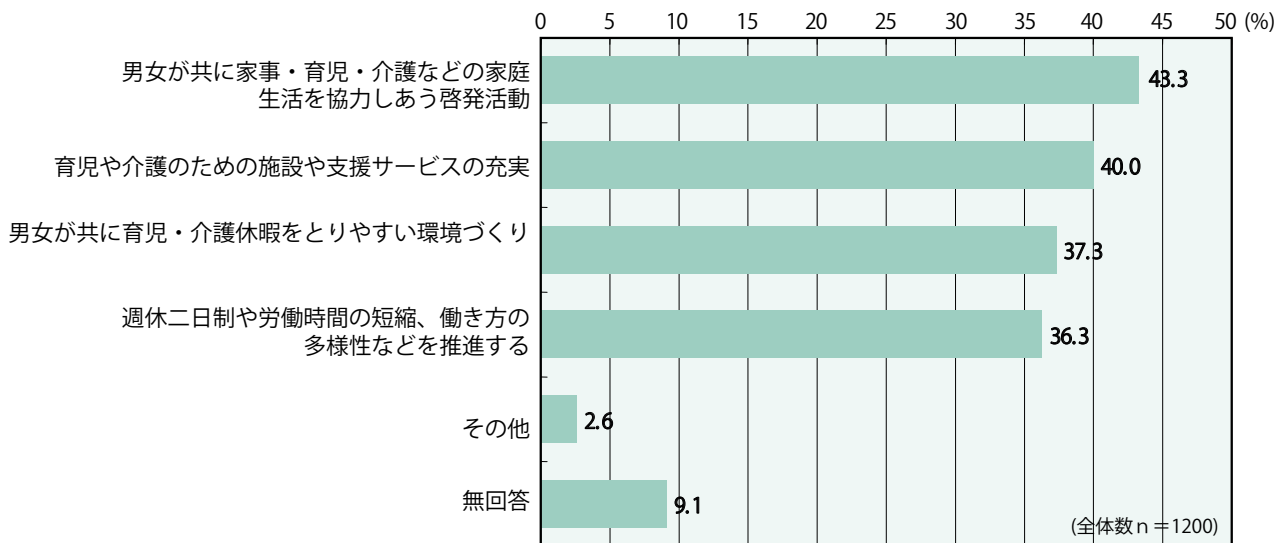
「市民意識調査」の中で、男女共同参画社会実現のために行政に望む施策として最も多かったのは、「仕事と家庭の両立支援のため、企業に働きかける」でした。

少子・高齢化が進む中で、仕事と育児や家族の介護を両立できるようにするために、働き方の見直しなどの啓発を行うとともに、育児・介護休業制度の定着に向け、働きかけを行います。

具体的な施策

- ◆労働時間の短縮に関する意識啓発の推進
- ◆育児・介護休業制度の利用促進
- ◆働きやすく子育てしやすい事業所づくりの支援

仕事と家庭生活の両立のために必要なこと



資料：大分市「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成20年度）



Ⅲ 施策の体系

基本目標	基本方針	施策の方向
1 男女共同参画についての理解を深めましょう	1 男女の個人としての人権の尊重	(1)人権尊重にかかる意識の啓発 (2)女性に対するあらゆる暴力の根絶 重点1
	2 男女共同参画をめざす意識啓発	(1)男女平等意識をつくる啓発活動の推進 (2)男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実 重点2
2 みんながあらゆる分野への男女共同参画をめざしましょう	1 女性の政策、方針決定の場への参画	(1)各種審議会等への女性登用の促進 重点3 (2)管理職等への女性登用の促進 (3)女性の人材育成
	2 男女の家庭生活や地域活動への参画促進	(1)男性の家庭生活への参画促進 (2)男女の地域社会活動等への参画促進 (3)防犯、防災、環境などの地域課題への男女共同参画の促進
	3 国際交流の推進	(1)多文化共生の促進 (2)国際交流活動への参加促進
3 みんなで、ともに働きやすい環境をつくりましょう	1 働く場における男女平等の推進	(1)男女雇用機会の均等と待遇の確保についての啓発 重点4 (2)パートタイム労働者等の労働条件の向上
	2 女性のチャレンジ支援	(1)女性の再チャレンジ等の支援
	3 仕事と生活の両立支援 (ワーク・ライフ・バランス)	(1)仕事と家庭の両立支援のための啓発 重点5 (2)多様なライフスタイルに対応した子育て支援対策の充実 (3)仕事と介護を両立するための支援
4 健康で安心して暮らせる社会をつくりましょう	1 生涯を通じた健康支援	(1)母性尊重の意識啓発と母性保護の推進 (2)母子保健の充実 (3)年代に応じた健康づくりの推進
	2 女性の自立支援	(1)女性の生活安定と自立への支援
	3 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備	(1)高齢者等の生活安定と自立支援 (2)高齢者等の生きがい対策の充実



IV 計画の内容

【基本目標1】

男女共同参画についての理解を深めましょう

- 男女の個人としての人権を尊重しあい、様々な暴力による人権侵害のない誰もが自らの存在に誇りが持てる社会の実現をめざします。
- 男女共同参画の視点に立った教育や学習により固定的な性別役割分担意識^{*}を是正し、性別にかかわらず一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮できる社会の実現をめざします。

市民の取組

- ・「男だから、女だから」という考え方にとらわれなくて、「自分らしく」生きることができるよう能力や意欲を発揮しましょう。
- ・男女平等についての正しい理解のための学習活動に積極的に参加しましょう。
- ・ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメント（セクハラ）などは人権侵害であるという認識を広げましょう。また、被害を受けたら一人で悩まず専門の相談機関へ相談しましょう。
- ・ポスターやパンフレット、広報誌などに固定的な性別役割分担意識などを助長する文章やイラストがないかチェックしてみましょう。
- ・男女が互いの人権を尊重しあい、相手の立場を理解し、助け合う心を育てる教育に取り組みましょう。
- ・公民館などを積極的に利用して男女共同参画の推進につながる活動の場を広げましょう。
- ・男女共同参画の視点で学校の環境を点検してみましょう。

事業者の取組

- ・セクハラ防止に向けての研修に積極的に取り組むとともに、従業員が気軽に相談できる体制を整え、セクハラのない職場をつくりましょう。
- ・ポスターや、パンフレットなどの広告物に固定的な性別役割分担意識などを助長する文章やイラストがないかチェックしてみましょう。
- ・性別にかかわらず、一人ひとりの能力が発揮され、生きがいを持って働ける環境づくりに努めましょう。

^{*}固定的な性別役割分担…男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」など。

■基本方針1 男女の個人としての人権の尊重

●施策の方向（1） 人権尊重にかかる意識の啓発

具 体 的 な 施 策	1. 人権に関する広報啓発活動と学習機会の提供		
	主 な 取 組	①人権啓発資料などを、市民、企業、団体へ配布し、人権尊重の意識啓発を行います。	人権・同和対策課
		②講演会などにより、同和問題・女性問題などの人権に関する学習機会の提供や意識啓発を行います。	人権・同和教育課
		③男女共生講座、男女共生講演会、情報誌「ドゥマーン」などにより、女性の人権侵害に対する意識の啓発を図ります。	男女共同参画推進室
		④暮らしの中の人権講座等の中で女性の人権に関する学習機会の提供を行います。	生涯学習課 市民協働推進課
		⑤市の施策に対し、男女平等の視点から改善を求める申出及び権利侵害などの救済の申出制度について、周知していきます。	男女共同参画推進室
2. 地域の環境浄化のための活動の推進			
主 な 取 組	①青少年の健全育成に関する情報提供を行うとともに、地域の社会環境の把握や有害図書の見直しなど環境の浄化に努めます。	担当課 青少年課	

●施策の方向（2） 女性に対するあらゆる暴力の根絶

重点1

具 体 的 な 施 策	1. 女性に対する暴力を許さない環境づくり		
	主 な 取 組	①女性に対する暴力をなくす運動（毎年11月12日～25日）などの機会に広報啓発を行うとともに、女性に対する暴力についての学習機会を提供します。	担当 男女共同参画推進室
		②女性に対する暴力を予防する観点から、男性に対する広報啓発が重要であることに留意しつつ、若者や高齢者を含むあらゆる年代に対して、女性に対する暴力をなくす広報啓発を行います。	男女共同参画推進室
	2. 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援等の推進		
	主 な 取 組	①配偶者からの暴力防止に関する広報・啓発、若年者に対するデートDV研修など暴力根絶のための施策を行います。	男女共同参画推進室
		②市報などにより相談窓口の周知を図り、被害者が相談しやすいDV相談体制を整備するとともに、被害者の生活基盤確立のための支援を行います。	担当 男女共同参画推進室 関係課
③よりよい支援ができるよう関係機関のネットワークづくりを進めるとともに、被害者支援を担う人材養成や民間支援団体との連携と協働を図ります。		男女共同参画推進室	
④DVの目撃も児童虐待と位置づけられ、子どもに及ぼす影響は大きいことからDV家庭の子どもに対する支援を行います。		児童家庭相談 センター	
3. セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進			
主 な 取 組	①セクシュアル・ハラスメントは人権侵害であるという認識の浸透を図るため、学習機会の提供や意識啓発を行います。	担当課 男女共同参画推進室	



■基本方針2 男女共同参画をめざす意識啓発

●施策の方向（1） 男女平等意識をつくる啓発活動の推進

具 体 的 な 施 策	1. 男女共同参画が正しく理解されるための啓発活動			
	主 な 取 組	①啓発情報誌の発行、講演会や講座の開催、書籍・ビデオの収集・提供などを通じ、広く男女共同参画に関する啓発活動を行います。	担 当 課	男女共同参画推進室
		②市報や新聞・TVなどのメディアを利用し男女共同参画に関する情報を発信します。		男女共同参画推進室
		③市民参加型の意識啓発活動を行います。		男女共同参画推進室
	2. 男女共同参画をテーマにした職員研修の実施			
	主 な 取 組	①職員を対象に、男女共同参画をテーマにした研修を行い、男女平等意識の啓発を行います。	担 当 課	男女共同参画推進室 職員厚生課
3. 市の刊行物等における固定的男女像の見直し				
主 な 取 組	①市の刊行物等の作成にあたっては、男女像に固定的な偏りがないう、内容や表現などのあり方について考慮し、男女平等意識の普及・啓発に努めます。	担 当 課	男女共同参画推進室	
4. 男女平等意識の調査・研究				
主 な 取 組	①男女平等意識の調査を行い、施策に活用します。	担 当 課	男女共同参画推進室	

●施策の方向（2） 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

重点2

具 体 的 な 施 策	1. 家庭や地域における男女共同参画に関する学習機会の提供			
	主 な 取 組	①公民館などで男女共同参画をテーマとする講座などを行うことにより、男女共同参画社会について周知するとともに、固定的な性別役割分担意識を改め、家庭や地域で男女の協力のあり方を考える機会を市民に提供します。	担 当 課	生涯学習課 市民協働推進課 男女共同参画推進室
		②男女共同参画社会について理解と認識を深めてもらえるよう、各種団体やグループに対して講師を派遣します。		広聴広報課
	2. 教職員等の男女共同参画に関する理解の促進			
	主 な 取 組	①男女共同参画をテーマとした教職員研修などにより、教育現場に男女共同参画の理念が反映されるよう努めます。	担 当 課	教育指導課
	3. 男女共同参画の視点を入れた学習の推進			
主 な 取 組	①すべての学校教育活動を通して男女平等意識を育てる教材などの選定・作成を行います。	担 当 課	教育指導課	
	②進路指導主事を対象とした研修により、男女共同参画の視点に立った進路指導を行います。		教育指導課	



【基本目標2】

みんながあらゆる分野への男女共同参画をめざしましょう

- 市の政策・方針決定にかかわる審議会等の場において、男女の意見を十分に反映し、あらゆる施策に男女共同参画の視点を取り入れるよう努めます。
- 男女がともに家庭生活や、地域社会活動ができるように取組めます。
- 国際理解を深め、国際交流活動への参加促進を行います。

市民の取組

- ・性別にとらわれることなく、自治会などの役員を選びましょう。
- ・審議会等の公募には積極的に応募しましょう。
- ・地域や職場で、自分の意見を出せる場に主体的に参加し、よりよい地域づくりや職場づくりに取組みましょう。
- ・性別にかかわらず家庭生活に必要な知識や技術を身につけ、男女が協力して家事、育児などに取組みましょう。
- ・男女とも家庭教育や、PTA活動に積極的に参加しましょう。
- ・PTA活動や地域活動などは、様々な立場の人が参加しやすいよう、開催日時や託児の実施など工夫しましょう。
- ・一人ひとりが身近なところからできることに取組み、ボランティアの輪を広げましょう。
- ・自分にできるところから国際交流を実践し、多文化についての理解を深めましょう。

事業者の取組

- ・女性労働者などの職域拡大や職業能力の向上のために必要な情報提供、相談、研修を受けられる機会の充実を図りましょう。
- ・性別に関係なく、従業員の意見を聴くとともに、女性の積極的な登用に努めましょう。
- ・育児・介護・学校行事、さらに地域活動のための休暇が、性別にかかわらず取りやすい職場づくりに努めましょう。



市の取組

■基本方針1 女性の政策、方針決定の場への参画

●施策の方向（1） 各種審議会等への女性登用の促進

重点3

具 体 的 な 施 策	1. 女性委員の登用促進		担 当 課	男女共同参画推進室
	主 な 取 組	①市の審議会等の総員数に占める女性委員の割合を平成23年度までに35%以上とすることをめざします。		男女共同参画推進室
		②審議会委員選出時は女性委員登用促進要領に基づき事前協議・報告を求め、女性委員のいない審議会等をなくすよう努めるとともに、各審議会の女性委員の割合が35%以上になるよう働きかけをします。	男女共同参画推進室	
	2. まちづくりへの女性の参画の促進		担 当 課	広聴広報課 関係課
主 な 取 組	①モニター制度やおでかけ市長室などへの女性の参画を促進します。	広聴広報課 男女共同参画推進室		
		②市報等による市政に関する情報の提供を行います。		

●施策の方向（2） 管理職等への女性登用の促進

具 体 的 な 施 策	1. 管理職等への女性の登用促進		担 当 課	人事課
	主 な 取 組	①女性職員の積極的な登用を進めていきます。		

●施策の方向（3） 女性の人材育成

具 体 的 な 施 策	1. 女性の人材育成のための研修や学習機会の充実		担 当 課	男女共同参画推進室 生涯学習課 市民協働推進課 職員厚生課
	主 な 取 組	①国内派遣事業の実施や各種講座・研修会を通じて女性の人材育成を図ります。		男女共同参画推進室
		②女性の人材に関する情報の収集と提供を行います。		



■基本方針2 男女の家庭生活や地域活動への参画促進

●施策の方向（1） 男性の家庭生活への参画促進

具 体 的 な 施 策	1. 男性の家事・育児・介護への参画促進			
	主 な 取 組	①男女共生講座や啓発情報誌により固定的な性別役割分担意識を是正し、男性の家庭参画への促進を図ります。	担 当 課	男女共同参画推進室
		②講座・講演会・親子交流事業など男性が参加しやすい学習の機会を提供します。		青少年課 生涯学習課 市民協働推進課
		③PTA活動への父親の参加を支援します。		青少年課

●施策の方向（2） 男女の地域社会活動等への参画促進

具 体 的 な 施 策	1. 男女の地域活動への参画促進			
	主 な 取 組	①地域活動への参画を促進するための広報啓発を行います。	担 当 課	男女共同参画推進室
		②性別にかかわらずボランティア活動など地域活動への積極的な参加を促すための学習の機会を提供するとともに、活動の支援を行います。		生涯学習課 市民協働推進課 男女共同参画推進室 教育指導課 人事課

●施策の方向（3） 防犯、防災、環境などの地域課題への男女共同参画の促進

具 体 的 な 施 策	1. 防犯、防災の分野における男女共同参画の促進			
	主 な 取 組	①防犯、防災の分野に女性の視点を取り入れるなど、固定的な性別役割分担意識を見直し、女性の参画を促進します。	担 当 課	市民協働推進課 消防局総務課 防災危機管理室
		2. 環境分野における男女共同参画の促進		
	主 な 取 組	①身近な取組が環境保全につながるという意識の啓発を図り、活動への積極的な参加を促進します。	担 当 課	環境対策課 教育指導課 市民協働推進課



■基本方針3 国際交流の推進

●施策の方向（1） 多文化共生の促進

具 体 的 な 施 策	1. 国際理解のための学習機会の提供			
	主 な 取 組	①ワンストップホームページ事業*や国際協力啓発週間事業を行うことにより情報発信や学習機会を提供します。	担 当 課	国際化推進室
		②公民館の教室・講座の中での交流や語学講座などの開催を通して国際理解を深めます。		国際化推進室 生涯学習課 市民協働推進課
	2. 外国人にも住みやすいまちづくりの促進			
	主 な 取 組	①ワンストップホームページ事業の充実を図ります。	担 当 課	国際化推進室
		②外国人向けの「生活情報ガイドブックのダウンロードサービス」や観光パンフレットの発行・観光案内板への外国語併記を行います。		国際化推進室 観光課
	③市職員対象の語学講座の実施および国際文化アカデミーへの職員派遣を行います。	職員厚生課		

●施策の方向（2） 国際交流活動への参加促進

具 体 的 な 施 策	1. 海外派遣事業への積極的な参加の促進			
	主 な 取 組	①市民企画による国際交流事業のサポートや職員海外派遣研修を実施し、国際交流活動の促進をします。	担 当 課	国際化推進室 職員厚生課
	2. 姉妹・友好都市との相互交流の推進および外国諸都市との交流の推進			
	主 な 取 組	①姉妹・友好都市からの訪問団の受け入れ、姉妹・友好都市への訪問により相互の市民交流を進めます。	担 当 課	国際化推進室
		②友好都市間ビジネスチャンス創出事業を実施します。		産業振興課
	3. 国際的イベントでのボランティア活動等の参加の促進			
主 な 取 組	①大分国際車いすマラソン大会など各種イベントを通して、国際交流を図ります。	担 当 課	国際化推進室 障害福祉課	

*ワンストップホームページ事業…国際化に関する情報や外国籍市民を対象にした生活・災害等の情報を一箇所で見られるホームページです。



【基本目標3】

みんなで、ともに働きやすい環境をつくりましょう

- 男女雇用機会均等法の周知とパートタイム労働者等に関する法令の周知などを行い、働く場における男女平等の推進をめざします。また、事業所や農林漁業などにおいて、生産や経営の重要な担い手である女性の能力開発や経営参画を進めます。
- 出産や子育てなどで一時、職を離れた女性の再就職や起業のための支援を行います。
- 男女が安心して仕事と子育て・介護などの家庭生活やその他の活動との調和のとれた生活ができるよう支援を行います。

市民の取組

- ・家族経営協定を締結しましょう。
- ・就職・再就職に向けての情報収集や準備講座への参加など積極的に活動しましょう。
- ・育児・介護サービスを利用して、家族や地域で助け合いましょう。

事業者の取組

- ・男女雇用機会均等法やパートタイム労働法を遵守し、周知に努めましょう。
- ・採用や昇進にあたっては、一人ひとりの能力に基づいて行い、男女がともに活躍できるようにしましょう。
- ・ポジティブ・アクション^{*}の導入などにより、男性と女性に対等なパートナーとして働ける環境をつくりましょう。
- ・妊娠中・出産後の女性が働きやすいように配慮しましょう。
- ・性別にかかわらず、育児・介護休業制度を活用するように奨励するとともに、取得しやすい雰囲気づくりに努めましょう。
- ・時間外労働の短縮など、男性も家庭や地域社会での活動を大切にできるような職場づくりに努めましょう。



■基本方針1 働く場における男女平等の推進

●施策の方向（1） 男女雇用機会の均等と待遇の確保についての啓発

重点4

具 体 的 な 施 策	1. 男女雇用機会の均等と待遇の確保に関する法令等の周知		
	主 な 取 組	①市報や情報誌などにより男女雇用機会の均等と待遇の確保に関する法令などの周知をします。	担 当 課
		②労働相談を行います。	
2. 男女雇用機会の均等と待遇の確保に向けた事業所啓発			
	主 な 取 組	①女性の能力発揮のための積極的取組（ポジティブ・アクション）を事業所へ働きかけます。	担 当 課
			男女共同参画推進室 商工労政課

●施策の方向（2） パートタイム労働者等の労働条件の向上

具 体 的 な 施 策	1. パートタイム労働者等に関する法令の周知			
	主 な 取 組	①市報や情報誌などによりパートタイム労働者等に関する法令の周知をします。	担 当 課	
				商工労政課 男女共同参画推進室
	2. 勤労者実態調査の実施			
		主 な 取 組	①事業所を対象に、勤労者実態調査を定期的実施し、分析、広報します。	担 当 課
				商工労政課
3. 農林漁業や自営業などに従事する女性の能力発揮の促進と経営参画の促進				
	主 な 取 組	①講座、研修会などにより、家族従事者の能力発揮のための学習の機会の提供や、情報の収集提供を行います。	担 当 課	
		②「家族経営協定*」の普及促進などを行います。		男女共同参画推進室 農業委員会

*家族経営協定…農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書化したものです。



■基本方針2 女性のチャレンジ支援

●施策の方向（1）女性の再チャレンジ等の支援

具 体 的 な 施 策	1. 女性の再就職支援		
	主な取組	①育児・介護等を理由に離職し、再就職を希望する女性の能力開発と就労を支援するための情報提供を行います。	担当課 商工労政課 男女共同参画推進室
	2. 女性の経営参画と起業支援		
	主な取組	①能力向上研修などの実施や経営参画促進のための情報提供を行います。	担当課 農林水産課 産業振興課
		②関係機関等との連携などにより、女性の創業・起業を支援するための情報提供を行います。	男女共同参画推進室 産業振興課

■基本方針3 仕事と生活の両立支援（ワーク・ライフ・バランス）

●施策の方向（1）仕事と家庭の両立支援のための啓発

重点5

具 体 的 な 施 策	1. 労働時間の短縮に関する意識啓発の促進			
	主な取組	①市報や情報誌などにより働き方の見直しや労働時間短縮についての啓発を行います。	担当課 商工労政課 男女共同参画推進室	
		②事業所訪問や大分労働局・大分商工会議所との連携により、事業所への広報・啓発を行います。		商工労政課 男女共同参画推進室
	2. 育児・介護休業制度の利用促進			
	主な取組	①育児・介護休業法の積極的な周知に努め、国、県、関係機関と連携し事業所の制度として定着するよう啓発に努めます。	担当課 商工労政課 男女共同参画推進室	
		②性別に関わらず育児・介護休業制度を利用できるよう、市報や情報誌などにより、事業所に働きかけます。		商工労政課 男女共同参画推進室
		③市職員については、大分市特定事業主行動計画により男性の育児休業が取得しやすい環境整備を行います。		人事課
	3. 働きやすく子育てしやすい事業所づくりの支援			
主な取組	①「大分市子育て支援中小企業表彰」の実施により働きやすく子育てしやすい事業所づくりの支援を行います。	担当課 子育て支援課		

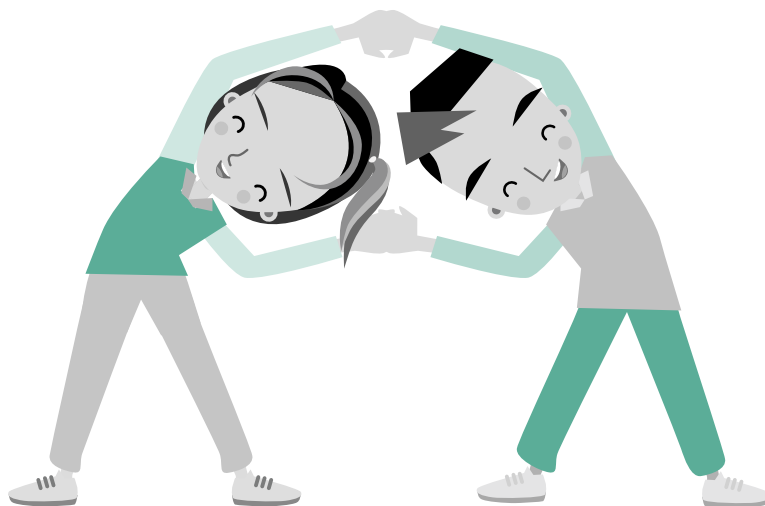


●施策の方向（２） 多様なライフスタイルに対応した子育て支援対策の充実

具 体 的 な 施 策	1. 保育サービスおよび児童の放課後対策の充実			
	主 な 取 組	①多様化する保育ニーズに対応するため各種保育サービスの充実に努めます。	担 当 課	子育て支援課
		②小学校低学年の留守家庭児童の健全育成を図るため児童育成クラブの指導員研修の充実や環境整備に努めます。		子育て支援課
	2. 地域における子育て支援体制の整備・充実			
主 な 取 組	①地域子育て支援センター事業、ファミリー・サポート・センター※事業などを充実し、子育て環境の整備をします。	担 当 課	子育て支援課	
	②家庭、学校、事業所、地域住民の相互連携を深め、心豊かなすこやかな子どもの育成に努めます。		生涯学習課	

●施策の方向（３） 仕事と介護を両立するための支援

具 体 的 な 施 策	1. 介護サービスの充実		
	主 な 取 組	①介護保険制度を利用することにより介護者の負担の軽減を図るとともに、地域包括支援センターを中心に高齢者の生活支援に努めます。	担 当 課



※ファミリー・サポート・センター…育児の援助を依頼する人と提供する人が会員となって、会員同士が子どもの世話を有料で援助しあう会員組織です。

【基本目標4】

健康で安心して暮らせる社会をつくりましょう

- 男女がお互いの性を理解・尊重し、ともに生涯を通して健康を維持できるよう支援します。
- ひとり親家庭の自立支援を行います。
- 高齢者や障がいのある人の生活安定や生きがいづくりを支援し、いきいきと安心して暮らせる社会を目指します。

市民の取組

- ・家庭でも親子で性や命の大切さについて話し合しましょう。
- ・男女ともお互いの身体や健康について理解し合い、相手を思いやる気持ちを持ちましょう。
- ・各種検診を受けるとともに、健康講座などを積極的に受講し健康づくりに努めましょう。
- ・一人暮らしの高齢者への声かけをしましょう。

事業者の取組

- ・従業員の健康づくりに力を入れるとともに、特に、妊娠中や出産後の女性の従業員の健康の保持には十分配慮しましょう。

市の取組

■基本方針1 生涯を通じた健康支援

●施策の方向（1）母性尊重の意識啓発と母性保護の推進

具体的な施策	1. 母性についての認識の浸透		担当課
	主な取組		
	①妊娠・出産に伴う母体の健康を守るため、母性についての重要性の認識の浸透を図ります。	健康課	
	②学校教育の中で生命の尊厳や母性保護に関する指導を行います。	教育指導課	



●施策の方向（２） 母子保健の充実

具 体 的 な 施 策	1. 母子保健サービスの充実			
	主 な 取 組	①妊娠・出産に関する情報提供や健康診査、保健指導などの充実を図ります。	担	健康課
		②乳幼児健診などの実施により、乳幼児の健康づくりを図ります。	当	健康課
		③不妊に悩む人の経済的負担を軽減するために、不妊治療費の一部助成を行います。	課	健康課

●施策の方向（３） 年代に応じた健康づくりの推進

具 体 的 な 施 策	1. 健康づくり事業の推進			
	主 な 取 組	①思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など人生の各期に応じた健康についての学習機会の提供を行います。	担	健康課
		②各期における検診や女性特有の病気（乳がん、骨粗しょう症等）についての検診などを行います。		健康課
		③健康推進員を配置し、健康づくり事業を推進します。	当	健康課
		④うつ病等の正しい知識の普及啓発や心の健康講座・教室の開催、相談支援体制の充実などを行います。	課	健康課
		⑤男女がともに生涯にわたり健康を保持することができるよう生涯スポーツの普及に努めます。		スポーツ・健康教育課
	2. 女性の健康相談体制の充実			
	主 な 取 組	①思春期から妊娠・出産、更年期に至るまでの女性特有の身体的・心理的な相談に応じる健康相談を行います。	担 当 課	健康課
	3. 感染症等の対策の推進			
	主 な 取 組	①エイズ、性感染症、薬物乱用などについて正しい知識の普及を行います。	担 当 課	健康課

■基本方針2 女性の自立支援

●施策の方向（1）女性の生活安定と自立への支援

具体的な施策	1. ひとり親家庭の自立支援の推進		
	主な取組	①ひとり親家庭が自立できるよう、生活支援・就業支援・経済支援などの総合的な対策を推進します。	担当課 子育て支援課

■基本方針3 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備

●施策の方向（1）高齢者等の生活安定と自立支援

具体的な施策	1. 高齢者への生活支援体制の整備			
	主な取組	①高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、保健・医療・福祉などが連携しながら、包括的なサービスが提供できる体制づくりに努めます。	担当課 長寿福祉課	
		②需要に応じた介護施設や、居宅での生活が困難な高齢者が利用できる施設の整備に努めます。		長寿福祉課
		③高齢者ファミリー・サポート・センター*事業を推進します。		長寿福祉課
	2. 障がいのある人への生活支援事業と自立を促す福祉サービスの充実			
主な取組	①障がいのある人に対する理解を深める啓発を行うとともに福祉サービスなどの充実を図ります。	担当課 障害福祉課		



●施策の方向（２） 高齢者等の生きがい対策の充実

具 体 的 な 施 策	1. 高齢者の社会参加活動の促進		担 当 課	商工労政課 長寿福祉課
	主 な 取 組	①高齢者に対する学習機会の提供や充実に努め、高齢者の社会参加活動を支援し、生きがいづくりを促進します。		長寿福祉課
		②高齢者が気軽に外出できる環境をつくり、健康の維持増進や積極的な社会参加を促進します。		
	2. 障がいのある人の社会参加活動の促進		担 当 課	障害福祉課
主 な 取 組	①障がいのある人のイベント参加を図るとともにレクリエーション活動などの場の確保に努め、社会参加活動を支援します。	障害福祉課		
				②障がいのある人の外出時における支援や、手話通訳などのコミュニケーション手段の確保に努めます。



V 計画の推進について

1. 庁内推進体制の充実

- (1) 計画の全庁的な推進を図るため、副市長・全部長からなる「大分市男女共同参画推進会議」を充実させるとともに、関係各課が密接な連携を保ちながら各施策を総合的かつ効果的に推進します。
- (2) 市職員への男女共同参画の理念の浸透を図り、男女共同参画の視点にたった市政の推進に努めます。

2. 市民・事業者等との連携と協働

計画の効果的な推進を図るため、市民・団体・事業者等がそれぞれの立場で主体的に取り組むよう働きかけるとともに、連携・協働していきます。

3. 国・県・関係機関との連携

国・県・関係機関との連携と協力体制を深めるとともに、情報の収集・提供を図ります。

4. 男女共同参画活動の拠点づくり

男女共同参画に関する啓発事業、個人・団体の交流や自主的活動の支援を行うなどの多様な機能を果たす場の確保に努めます。

5. 計画の進行管理

計画の着実な推進を図るため、設定された目標の達成度や施策の実施状況を「大分市男女共同参画審議会」に報告し、進行管理を行います。



VI 計画達成のための指標

施策の方向	指 標	現 状	目 標 (28年度)	担 当 課
女性に対するあらゆる暴力の根絶	DV防止講座の開催回数	4回 (20年度)	毎年5回以上	男女共同参画推進室
男女平等意識をつくる啓発活動の推進	固定的な性別役割分担に反対する人の割合	65.1% (20年度)	75%以上	男女共同参画推進室
	男女共同参画社会という言葉の意味を知っている人の割合	25.9% (20年度)	80%以上	男女共同参画推進室
男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	男女の意識や地位が平等になっていると思う人の割合（社会全体）	19% (20年度)	50%以上	男女共同参画推進室
各種審議会等への女性登用の促進	市の審議会等の女性委員の割合（※大分市総合計画で設定）	31.9% (20年度)	35%以上 (23年度)	男女共同参画推進室
	女性委員のいない審議会の割合	17.6% (20年度)	10%以下	男女共同参画推進室
男女の地域社会活動への参画促進	大分市人材バンク登録件数 [20.4開始]	458件 (20.9末)	600件	市民活動・消費生活センター
多文化共生の促進	ワンストップホームページへのアクセス数 [20.4開設]	11,867件 (20.9末)	年間 50,000件	国際化推進室
男女雇用機会の均等と待遇の確保について	事業所への出前講座の実施回数	3回 (20年度)	毎年5回以上	男女共同参画推進室
パートタイム労働者等の労働条件の向上	家族経営協定締結件数	59組 (20年度)	新規4組 (累積)	農業委員会
仕事と家庭の両立支援のための啓発	男性市職員の育児休業取得者数	1人 (20年度まで)	8人以上 (累積)	人事課
	大分市子育て支援中小企業表彰事業者数 [20年度開始]	1社 (20年度)	8社以上 (累積)	子育て支援課
	ファミリー・サポート・センター会員数	1,135人 (20.9末)	1,927人	子育て支援課
年代に応じた健康づくりの推進	子宮がん、乳がん検診受診者数（大分市実施検診分）	子宮がん11,546人 乳がん 10,691人 (19年度)	子宮がん15,000人 乳がん 14,000人	健康課
高齢者等の生活安定と自立支援	高齢者ファミリー・サポート・センター会員数 [19.10開始]	151人 (20.9末)	900人	長寿福祉課

用語解説

	用語	解説
あ 行	NPO	Non-Profit-Organizationの略。「民間の非営利団体」のことです。ボランティア団体や市民活動団体のほとんどがNPOということになります。「NPO」と「NPO法人」の違いは、数多くの「NPO」の中で、NPO法に基づく県知事などからの設立の認証を受けたものが「NPO法人」で、法人設立の手続きや運営をNPO法に基づいて行うかどうかに主な違いがあります。
	家族経営協定	家族経営が中心の日本の農業が、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするためには、経営内において家族一人一人の役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要です。「家族経営協定」は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書化したものです。
か 行	固定的な性別役割分担	男女を問わず個人の能力などによって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」などは固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。
	高齢者ファミリー・サポート・センター	介護の援助を依頼する人と提供する人が会員となって、地域で会員同士が高齢者の世話を有料で援助し合う組織です。
さ 行	セクシュアル・ハラスメント	継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものであります。
た 行	男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11年6月23日公布、施行されました。
	デートDV	デートDVとは、恋人間で生じる暴力のことです。婚姻関係があるかないかの違いだけで、配偶者間のDVと同じ構図を持っており、力をふるう理由も原因も同じです。



	用語	解説	説
	DV（ドメスティック・バイオレンス）	配偶者等の男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をいいます。相手を思い通りに動かしたり、相手の人格や意見を尊重しないで、自分の考えや価値観を一方的に押しつけたりする「力と支配の関係」が根底にあります。	
は 行	ファミリー・サポート・センター	育児の援助を依頼する人と提供する人が会員となって、地域で会員同士が子どもの世話を有料で援助し合う会員組織です。	
	ポジティブ・アクション（積極的改善措置）	様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。男女共同参画社会基本法上のポジティブ・アクションは、男女の実質的な機会の平等を目指すものであり、様々な人々の差異を無視して一律に平等に扱うという結果の平等まで求めるものではありません。	
わ 行	ワンストップホームページ事業	国際化及び多文化共生を目的に、本市が発信する国際化に関する情報や外国籍市民を対象にした生活・災害等の情報を一箇所で照会できるホームページです。（英語・中国語・韓国語に対応）	



資 料

大分市男女共同参画推進条例
男女共同参画社会基本法
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律
男女共同参画に関する年表



目次

前文

- 第1章 総則(第1条—第9条)
- 第2章 男女共同参画の推進を阻害する行為の制限(第10条・第11条)
- 第3章 男女共同参画の推進のための基本的施策(第12条—第22条)
- 第4章 苦情等の申出への対応(第23条—第37条)
- 第5章 大分市男女共同参画審議会(第38条)
- 第6章 雑則(第39条)

附則

本市においては、個人の尊重と法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり、国や国際社会等と協調を図りながら、女性の社会参画の支援や男女平等の実現に向けた施策等を積極的に進めてきた。

しかし、依然として性別による差別的取扱いや配偶者からの暴力等の権利侵害が後を絶たず、社会制度や慣行の中には、性別による固定的な役割分担意識や偏見が、特に問題視されることなく残っていることも見受けられる。

21世紀は、「人権の世紀」といわれながらも、真の男女平等の実現には、なお多くの課題が残されており、その解決に向け、より一層の努力と創意が必要とされている。

一方、少子高齢化、国際化、情報化等の社会経済情勢の急速な変化に対し、男女がその人権を尊重しつつ、対等に責任を分かち合い、それぞれが十分に能力を発揮することにより、柔軟かつ的確に対応していくことが求められている。

このような認識の下、男女が等しく幸福になれるよう、私たち一人ひとりが、絶えず互いの関係を深く見つめ直し、積極的に対話する中で、勇気と寛容さを持って新たな関係を創造し、市と市民等が協力して男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者等、自治会等及び教育に携わる者の役割を明らかにするとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項及び苦情等の申出への対応に関する事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に住所を有する者及び市内に通勤又は通学をする者をいう。
- (4) 事業者等 事業者及びその他の民間団体で、市内において活動するものをいう。
- (5) 自治会等 自治会、町内会その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づき形成された団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることを考慮し、社会のあらゆる分野における活動の選択に関して、男女が、制度又は慣行により差別されないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策及び事業者等における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動に関し家族の一員として相互に協力し、当該家庭生活における活動と職場、学校、地域等における活動との両立を図ることができるようになること。
- (5) 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、その推進は、国際的な協調の下に行われなければならないこと。

(市の役割)

第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付けるとともに、前条各号に掲げる基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画施策」という。)を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

3 市は、男女共同参画施策以外の施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進を阻害するこ



とのないよう配慮しなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進のための取組を積極的に行うとともに、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の役割)

第6条 事業者等は、社会経済活動における影響力の大きさその他その役割の重要性にかんがみ、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進のための取組を積極的に行うとともに、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(自治会等の役割)

第7条 自治会等は、地域社会における自治の主たる担い手として重要な役割を有する存在であることにかんがみ、地域活動等を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進のための取組を積極的に行うとともに、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(教育に携わる者の役割)

第8条 教育に携わる者は、男女共同参画社会の実現に教育が果たすべき役割の重要性にかんがみ、教育を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に配慮するとともに、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(実施状況等の公表)

第9条 市長は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画施策の実施状況について公表しなければならない。

第2章 男女共同参画の推進を阻害する行為の制限

(性別による差別的取扱いの禁止)

第10条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。以下同じ。)を行ってはならない。

3 何人も、ドメスティック・バイオレンス(配偶者等の男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をいう。以下同じ。)を行ってはならない。

(広告物の表現の配慮)

第11条 何人も、公共の場所において、広告物を表示し、又は掲出しようとするときは、当該広告物の表現が性別による権利の侵害を是認し、若しくは助長する表現又は過度に性的な表現とならないよう配慮しなければならない。

第3章 男女共同参画の推進のための基本的施策

(大分市男女共同参画基本計画)

第12条 市長は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画(以下「大分市男女共同参画基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 大分市男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市長は、大分市男女共同参画基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、大分市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、大分市男女共同参画基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(政策の立案及び決定の過程への男女共同参画)

第13条 市は、積極的改善措置として、次に掲げる措置その他の措置を講ずるものとする。

(1) 市における政策の立案及び決定の過程への女性の参画を積極的に推進すること。

(2) 事業者等における方針の立案及び決定の過程への女性の参画を積極的に推進するため、当該事業者等に対し、助言、情報の提供その他の必要な支援を行うこと。

(市民の理解を深めるための措置)

第14条 市は、男女共同参画に関する市民の理解を深めるため、広報、啓発及び教育の充実に努めるものとする。

(調査研究)

第15条 市は、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な実施のため、必要な情報の収集及び分析その他の調査研究を行うものとする。

(事業者等に対する支援等)

第16条 市は、事業者等に対し、その雇用における男女の平等な機会及び待遇の確保に関する自主的な取組を促進するため、助言、情報提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、事業者等に対し、男女共同参画の推進に関する状況について報告を求めることができる。

3 市長は、前項の報告を取りまとめ、これを公表することができる。

4 市は、農林水産業、商工業その他の産業における自営業の男女共同参画を推進するため、これらに従事する家



族等の男女に対し、助言、情報提供その他の必要な支援を行うものとする。

5 市は、派遣労働、パートタイム労働等の就労の場における男女共同参画を推進するため、これらに従事する男女に対し、助言、情報提供その他の必要な支援を行うものとする。

(自治会等への支援)

第17条 市は、自治会等が行う地域活動等における男女共同参画を推進するため、自治会等に対し、助言、情報提供その他の必要な支援を行うものとする。

(市民及びその団体への支援)

第18条 市は、男女共同参画の推進に関する活動を行う市民及びその団体に対し、当該活動に係る助言、情報提供その他の必要な支援を行うものとする。

(家庭生活と職業生活及びその他の活動との両立への支援)

第19条 市は、男女が共に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、学校、地域等における活動を両立することを可能とするため、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(性、妊娠、出産等に関する理解及び健康の保持に対する支援)

第20条 市は、男女が対等な関係の下に、性、妊娠、出産等に関する事項について、互いの理解を深め、及び尊重し合うことにより、生涯にわたり健康な生活を営むことを可能とするため、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(暴力等の防止及び被害者等への支援)

第21条 市は、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスを防止する施策を講ずるとともに、これらの被害を受けた者等に対し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(相談への対応)

第22条 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の実現を阻害する要因による権利の侵害(以下「権利侵害」という。)について、市民から相談があったときは、関係機関との連携の下に適切な支援を講ずるよう努めるものとする。

第4章 苦情等の申出への対応

(男女平等推進委員)

第23条 市が実施する男女共同参画施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情に対応し、及び権利侵害により被害を受けた者の救済を図るための必要な措置を採ることにより、男女共同参画社会を実現するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、大分市男女平等推進委員(以下「推進委員」という。)を置く。

2 推進委員は、独立してその職務を行う。ただし、重要な事項を決定するときは、合議を要するものとする。

3 推進委員の定数は、3人以内とする。

4 推進委員の数が2人以上である場合においては、そのすべてが男女のいずれか一方の性によって占められてはならない。

5 推進委員は、男女共同参画の推進に関し優れた識見を有し、性別による差別の解決に熱意があり、及び社会的信望の厚い者のうちから市長が委嘱する。

6 推進委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 推進委員の任期は、通算して6年を超えることができない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(苦情及び救済の申出)

第24条 市民等(市民、事業者等及び自治会等をいう。以下同じ。)は、推進委員に対し、第10条の規定に反して市が実施する男女共同参画推進施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の申出(以下「苦情の申出」という。)をすることができる。

2 何人も、推進委員に対し、第10条の規定に反した市内において生じた権利侵害による被害を受けた者の救済の申出(以下「救済の申出」という。)をすることができる。

(推進委員による措置の対象としない事項)

第25条 苦情の申出又は救済の申出(以下「苦情等の申出」という。)が次に掲げる事項であるときは、前条の規定にかかわらず、推進委員の措置の対象としない。

(1) 判決、裁決等により確定した事案に関する事項

(2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項

(3) 国会又は地方公共団体の議会に対し請願が行われている事項

(4) 推進委員が行った苦情等の申出への対応に関する事項

(5) 救済の申出の場合にあっては、当該救済の申出に係る権利侵害のあった日(継続行為にあっては、その終了した日)から1年を経過している事案に関する事項。ただし、その間に救済の申出をしなかったことについて、正当な理由があると推進委員が認める場合を除く。

(6) 権利侵害による被害を受けた者以外の者からの救済の申出があった事項であって、当該被害を受けた者からの同意を得られない事項

(7) 前各号に掲げるもののほか、当該措置の対象とすることが適当でないと推進委員が認める事項

(調査等)

第26条 推進委員は、苦情等の申出があった場合において、前条各号の規定に該当しないと認めるときは、必要な



調査を行うものとする。この場合において、推進委員が必要があると認めるときは、調査の対象となる者の同意を得て、事情を聴取し、記録の提出を求め、又は実地に調査することができる。

- 2 市は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定による調査等(以下「調査等」という。)を拒んではならない。
- 3 市民等は、調査等に協力するよう努めなければならない。
- 4 調査等は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(調査等の中止等)

第27条 推進委員は、調査等を開始した後において、次の各号のいずれかに該当するときは、調査等又は推進委員の措置を中止し、又は終了することができる。

- (1) 第25条各号に掲げる事項に該当するとき。
- (2) 権利侵害による被害が確認できず、又は生じるおそれがないことが判明したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、調査等又は推進委員の措置を継続することが適当でないと推進委員が認めるとき。

(市に係る苦情等の申出への対応)

第28条 推進委員は、市に係る苦情等の申出があった場合において、調査等の結果、必要があると認めるときは、市長に対し、次に掲げる措置を採ることができる。

- (1) 市の施策の是正若しくは改善のために必要な措置又は権利侵害による被害を受けた者の救済のために必要な措置を採るべき旨を勧告すること。
 - (2) 法令の定め、地方公共団体の権限の制約その他正当な理由により、市の施策の是正若しくは改善のために必要な措置又は権利侵害による被害を受けた者の救済のために必要な措置を直ちに採ることができないと推進委員が認めるときは、制度改善のための意見の表明を行うこと。
- 2 前項の規定に基づく勧告又は意見の表明は、推進委員の合議を要し、かつ、権利侵害による被害を受けた者からの同意を得なければならない。
 - 3 市長は、推進委員から第1項の規定に基づき勧告を受け、又は意見が表明されたときは、当該勧告又は意見を尊重しなければならない。
 - 4 市長は、第1項第1号の規定に基づく勧告を受けたときは、当該勧告に対して市が採った措置について推進委員に報告しなければならない。
 - 5 推進委員は、市長から前項の規定による報告を受けたときは、第1項第1号の規定に基づく勧告及び当該報告の内容を公表するものとする。
 - 6 前項の規定による公表の実施については、権利侵害による被害を受けた者からの同意を得なければならない。

(市以外の者に係る救済の申出への対応)

第29条 推進委員は、救済の申出(市に係るものを除く。)があった場合において、調査等の結果、権利侵害に係る状況があると認めるときは、次に掲げる措置を採ることができる。

- (1) 権利侵害による被害を受けた者を救済するための必要な助言その他の調整を行うこと。
 - (2) 前号の規定に基づく助言その他の調整を行った場合において、権利侵害に係る状況が改善されていないと認められるときは、権利侵害による被害を与えたとされる者(以下「相手方」という。)に対し、当該権利侵害に係る状況の改善を求めるための意見の表明を行うこと。
 - (3) 前号の規定に基づく意見の表明を行った場合において、権利侵害に係る状況が継続し、かつ、悪質であると認められるときは、相手方に対し、当該権利侵害に係る状況を是正するための措置を採るべき旨を要請すること。
- 2 前項第2号の規定に基づく意見の表明又は同項第3号の規定に基づく要請を受けた相手方又はその代理人は、これらについて弁明をすることができる。
 - 3 推進委員は、第1項第3号の規定に基づく要請及び前項の規定に基づく弁明を総合的に勘案の上、当該権利侵害の事実の存在又はその改善の状況について調査を行うものとする。この場合においては、第26条の規定を準用する。
 - 4 推進委員は、前項の調査の結果、権利侵害に係る状況が継続し、かつ、悪質であると認められるときは、市長に対し、権利侵害に係る状況を公表するよう求めることができる。
 - 5 市長は、推進委員から前項の規定に基づく公表の求めが行われた場合は、当該公表の求めに係る事案が証拠等により事実であることが明白であり、かつ、重大な権利侵害を生じさせると認めるときは、当該権利侵害に係る状況について公表することができる。この場合において、市長は、あらかじめ当該公表に係る相手方又はその代理人に意見を述べる機会を付与しなければならない。
 - 6 市長は、前項の規定に基づく公表を行ったときは、推進委員に対し、その内容を通知しなければならない。
 - 7 第1項の規定に基づく措置及び第4項の規定に基づく公表の求めの実施は、推進委員の合議を要し、かつ、権利侵害による被害を受けた者からの同意を得なければならない。

(自己の発意による苦情等の処理)

第30条 推進委員は、必要があると認めるときは、自己の発意に基づく事案について、調査等を行い、必要な措置を採ることができる。この場合においては、第26条から前条までの規定を準用する。

(個人情報等の保護)

第31条 第28条第5項及び第29条第5項(前条の規定において準用する場合を含む。)の規定に基づく公表を行う場合は、個人情報等の保護について最大限の配慮をしなければならない。

(措置の経過及び結果の通知)

第32条 推進委員は、第28条から前条までの規定により、意見を表明し、勧告し、助言その他の調整を行い、是正



を要請し、若しくは市長に対して公表を求め、又は市長から報告を受け、若しくは市長からの通知があったときは、苦情等の申出を行った者(苦情等の申出を行った者が、権利侵害により被害を受けた者以外の者である場合にあっては、それぞれの者)に対して、その旨を通知するものとする。

(職務の遂行)

第33条 推進委員は、公正かつ迅速にその職務を遂行しなければならない。

2 推進委員は、その職務の公正な遂行に支障を生ずるおそれのある苦情等の申出についての措置に関わることができない。

(兼職の禁止)

第34条 推進委員は、国会議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長、地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員若しくは委員又は地方公共団体の常勤の職員若しくは地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員と兼ねることができない。

(政治的行為の制限)

第35条 推進委員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員となつてはならず、又はその職務上の地位をこれらの団体若しくは政治的目的のために利用してはならない。

(解職の制限)

第36条 市長は、推進委員が、心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき、又は推進委員に職務上の義務違反その他推進委員としてふさわしくない行為があると明白に認められるときでなければ、その職を解くことができない。

(守秘義務)

第37条 推進委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第5章 大分市男女共同参画審議会

(大分市男女共同参画審議会)

第38条 男女共同参画の推進に関し、次に掲げる事項を調査し、及び審議するため、大分市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- (1) この条例の規定によりその意見を聴くこととされた事項
 - (2) 大分市男女共同参画基本計画の実施状況に関する事項
 - (3) その他男女共同参画の推進に関し市長が必要と認める事項
- 2 審議会は、大分市男女共同参画基本計画の実施状況その他男女共同参画の推進に関する重要事項について、市長に建議することができる。
- 3 審議会は、委員20人以内をもって組織する。
- 4 委員は、学識経験者その他市長が適当であると認める者のうちから市長が委嘱する。
- 5 男女のいずれか一方の性に係る委員の数は、委員の総数の10分の4未満であつてはならない。
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第6章 雑則

(委任)

第39条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則抄

(施行期日)

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている男女共同参画の推進に関する基本的な計画であつて、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な実施を図るためのものは、第12条第1項の規定により策定された大分市男女共同参画基本計画とみなす。



男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)
最終改正：平成十一年十二月二十二日法律第六十号

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。



(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。



(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四



条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成十一年七月十六日法律第百二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（職員の身分引継ぎ）

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びに これらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を發せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。



配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)
最終改正：平成十九年七月十一日法律第百十三号

目次

前文

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）
- 第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）
- 第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）
- 第四章 保護命令（第十条―第二十二條）
- 第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）
- 第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

- 第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

- 第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

- 第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

- 第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項



- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
 - 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
 - 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がある家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五号及び第八号の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
 - 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

- 第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
 - 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
 - 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。



(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から



起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）と同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認めるときは、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。



ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に



第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。
（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討



が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十六年法律第六十四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。



男女共同参画に関する年表

年	世界の動き	国の動き	県の動き	市の動き	
1975年 (昭和50年)	国際婦人年（目標：平等、発展、平和） 国際婦人年世界会議（メキシコシティ） 「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催		「若年婦人研修会」開催 「市政モニター」制度発足	
国連婦人の十年	1977年 (昭和52年)		「国内行動計画」策定		
	1978年 (昭和53年)			青少年婦人室設置 大分県婦人行政企画推進会議設置 大分県婦人問題懇話会設置 「婦人の実態調査」実施	「福祉を語る女性の集い」発足
	1979年 (昭和54年)	国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択			
	1980年 (昭和55年)	「国連婦人の十年」中間年世界会議（コペンハーゲン） 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択		「婦人の明日をひらく一県内行動計画」策定 青少年婦人室から青少年婦人課に改組	
	1981年 (昭和56年)		「国内行動計画後期重点目標」策定		
	1983年 (昭和58年)			大分県婦人問題懇話会が「いま問われている父親の役割」を提言	教育委員に女性を登用
1985年 (昭和60年)	「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議（西暦2000年に向けての） 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「国籍法」の改正 「男女雇用機会均等法」の公布 「女子差別撤廃条約」批准		「第1回大分市婦人セミナー」開催	
1986年 (昭和61年)		婦人問題企画推進本部拡充：構成を全省庁に拡大 婦人問題企画推進有識者会議開催	大分県婦人問題懇話会が「政策方針決定の場への女性の参加促進」を提言	コンパルホール開館 2階に「婦人の家」「勤労青少年ホーム」を設置	
1987年 (昭和62年)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	「家庭生活に関する実態調査」実施		
1988年 (昭和63年)			「社会生活に関する実態調査」実施		
1989年 (昭和64年)			「若い世代に関する実態調査」実施		
1990年 (平成2年)	国連婦人の地位委員会拡大会期 国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		大分県婦人問題懇話会が「新しい女性プランの策定」を提言 青少年婦人課から女性青少年課へ名称変更 大分県婦人問題懇話会から大分県女性に関する懇話会へ名称変更		
1991年 (平成3年)		「育児休業法」の公布	「おおいた女性プラン21」策定		



年	世界の動き	国の動き	県の動き	市の動き
1993年 (平成5年)			大分県女性に関する懇話会が「安心して子どもを産み育てられる環境づくりに向けて」を提言	
1994年 (平成6年)		男女共同参画室設置 男女共同参画審議会設置(政令) 男女共同参画推進本部設置		
1995年 (平成7年)	第4回世界女性会議-平等、開発、平和のための行動(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児休業法」の改正(介護休業制度の法制化)	大分県女性に関する懇話会が「いきいきとした地域社会構築のための女性の役割」を提言 「男女の生活と意識に関する実態調査」実施	市民部市民生活課に女性政策推進室を設置
1996年 (平成8年)		男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足 「男女共同参画2000年プラン」策定		「女性に関する市民意識調査」実施 「大分市職員意識調査」実施
1997年 (平成9年)		男女共同参画審議会設置(法律) 「男女雇用機会均等法」改正 「介護保険法」公布	大分県女性に関する懇話会が「男女共同参画 身近なところからのアクションプログラム」を提言	「女性情報誌」創刊
1998年 (平成10年)				機構改革により企画部文化国際課女性政策推進室となる 大分市女性行政推進会議設置 大分市女性行動計画策定懇話会が大分市女性行動計画「おおいた男女共同参画推進プラン」を提言
1999年 (平成11年)		「男女共同参画社会基本法」公布、施行 「食料・農業・農村基本法」公布、施行	大分県女性に関する懇話会が「男女共同参画社会が男性に期待するもの」を提言 大分県女性に関する懇話会から大分県男女共同参画懇話会へ名称変更 「男女共同参画社会づくりのための意識調査」実施	大分市女性行動計画「おおいた男女共同参画推進プラン」策定
2000年 (平成12年)	国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画」閣議決定		「大分市男女共同参画推進懇話会」設置
2001年 (平成13年)		男女共同参画会議設置 男女共同参画局設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 第1回男女共同参画週間 「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定	大分県男女共同参画懇話会が「大分県男女共同参画計画」について答申 「おおいた男女共同参画プラン」策定 大分県男女共同参画推進本部設置 大分県男女共同参画懇話会が「大分県の男女共同参画推進に関する条例案の骨子」について答申	



年	世界の動き	国の動き	県の動き	市の動き
2002年 (平成14年)		アフガニスタンの女性支援に関する懇話会設置	「大分県男女共同参画推進条例」公布、施行 女性青少年課から青少年男女共同参画課へ改組 大分県男女共同参画審議会設置	
2003年 (平成15年)		「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 「少子化社会対策基本法」公布、施行 女子差別撤廃条約実施状況第4回・5回報告審議 「次世代育成支援対策推進法」公布、施行	大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）開所	大分市女性市議会（模擬市議会）開催
2004年 (平成16年)		「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」男女共同参画推進本部決定 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正	青少年・男女共同参画課から県民生活・男女共同参画課へ改組 「男女共同参画社会づくりのための意識調査」実施	女性政策推進室から男女共同参画推進室へ名称変更 大分市女性行政推進会議から大分市男女共同参画推進会議へ名称変更
2005年 (平成17年)	国連「北京+10」世界閣僚級会合（ニューヨーク）	「男女共同参画基本計画（第2次）」閣議決定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	「大分県DV対策基本計画」策定	
2006年 (平成18年)		「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」男女共同参画推進本部決定 「男女雇用機会均等法」改正 東アジア男女共同参画担当大臣会合開催 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	大分県男女共同参画審議会が「おおいた男女共同参画プラン（改訂版）」について答申 「おおいた男女共同参画プラン（改訂版）」策定	「大分市男女共同参画推進条例」公布、施行 「大分市男女共同参画審議会」設置 「大分市男女平等推進委員」設置
2007年 (平成19年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略とりまとめ 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定		「大分市職員意識調査」実施
2008年 (平成20年)		「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 女子差別撤廃条約実施状況第6回報告提出	「輝く女性サポートプラン」策定	「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
2009年 (平成21年)				「第2次おおいた男女共同参画推進プラン」策定





大分市